

# 比布町森林整備計画

計 画 期 間

自 令和 6年 4月 1日

至 令和16年 3月31日

(令和 6年4月1日樹立)

北 海 道

比 布 町

# 目 次

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
  - (1) 地域の目指すべき森林資源の姿
  - (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
  - (3) その他必要な事項
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## II 森林の整備に関する事項

- 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 1 樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 3 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 第2 造林に関する事項
  - 1 人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
    - (1) 人工造林の対象樹種
    - (2) 人工造林の標準的な方法
    - (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間
  - 2 天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
    - (1) 天然更新の対象樹種
    - (2) 天然更新の標準的な方法
    - (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間
  - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・ 10
    - (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準
    - (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
  - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・ 10
    - (1) 造林の対象樹種
    - (2) 生育し得る最大の立木の本数
  - 5 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
  - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・ 11
  - 2 保育の作業種別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
    - (1) 下刈り
    - (2) 除伐
    - (3) つる切り
  - 3 その他間伐及び保育の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
  - 4 その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

|    |   |                |
|----|---|----------------|
| 第4 | 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項  |                |
| 1  | 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法                                      | 13             |
|    | (1) 水源の涵養 <sup>かんよう</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林(水源涵養林)         |                |
|    | (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 |                |
| 2  | 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法                 | 14             |
|    | (1) 区域の設定   |                |
|    | (2) 施業の方法   |                |
| 3  | その他必要な事項  | 14             |
|    | (1) 水資源保全ゾーン  |                |
|    | (2) 生物多様性ゾーン  |                |
| 第5 | 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項                                       |                |
| 1  | 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針                                      | 15             |
| 2  | 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策                                      | 15             |
| 3  | 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項   | 16             |
| 4  | 森林経営管理制度の活用に関する事項   | 16             |
| 5  | その他必要な事項  | 16             |
| 第6 | 森林施業の共同化の促進に関する事項   |                |
| 1  | 森林施業の共同化の促進に関する方針   | 16             |
| 2  | 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策   | 16             |
| 3  | 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  | 16             |
| 4  | その他必要な事項  | 17             |
| 第7 | 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項                                      |                |
| 1  | 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項                               | 17 (1) 路網密度の水準 |
|    | (2) 作業システムに関する基本的な考え方   |                |
| 2  | 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項                                       | 18             |
| 3  | 作業路網の整備に関する事項   | 18             |
|    | (1) 基幹路網に関する事項  |                |
|    | (2) 細部路網に関すること  |                |
|    | (3) 基幹路網の維持管理に関する事項   |                |
| 4  | その他必要な事項  | 19             |
| 第8 | その他森林整備の方法に関し必要な事項  |                |
| 1  | 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項   | 19             |
| 2  | 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項                                     | 20             |
|    | (1) 林業機械化の促進方向  |                |
|    | (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標  |                |
|    | (3) 林業機械化の促進方策  |                |
| 3  | 林産物の利用の促進のための整備に関する事項   | 20             |
| 4  | その他必要な事項  | 21             |

### III 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・21
  - (1) 区域の設定
  - (2) 鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項・・・22

#### 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法・・・22
  - (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法
  - (2) その他
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）・・・22
- 3 林野火災の予防の方法・・・22
- 4 その他必要な事項・・・22
  - (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林
  - (2) その他

### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域・・・23
- 2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項・・・23
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・23
- 4 その他必要な事項・・・23

### V その他森林整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項・・・23
- 2 森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・24
- 3 森林の総合利用の推進に関する事項・・・24
- 4 住民参加による森林の整備に関する事項・・・24
- 5 その他必要な事項・・・25

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域・・・26～28

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域・・・29

別表3 鳥獣害の防除の方法・・・30

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、北海道のほぼ中央部に位置し、上川管内にあってもほぼ中央、上川盆地の北部にあり南東部は石狩川をもって当麻町と、南西部は中核市旭川市と、北東部は山林地域を介して愛別町・士別市・和寒町とそれぞれ隣接しています。

また、大雪山系の主峰旭岳付近を源とする石狩川が南東側町界を流れ、丘陵山地に囲まれた平坦地に水田地帯が展開し、その中央部に集落が形成されています。

本町の総面積は 8,690ha で、森林面積が 4,430ha と総面積の 51%を占め、このうち民有林面積は 2,836ha で、旭川市との境界にある「カタクリの群生」で有名な突哨山や、北東側には北嶺山を中心とする森林地帯が自然豊かに広がっています。

また、民有林はすべて一般民有林となっており、人工林の面積は、1160.45ha でカラマツ及びトドマツが主体となり人工林率は 41%です。

本町の林家の大部分は経営規模が 5ha 未満の零細所有者であり、林業のみで生計を維持している人は皆無です。年齢構成も 10～12 歳級の林分が多く偏った構成となっており、利用期を迎えた林分も多く主伐の対象となる森林が増加しますが、資源の保続が懸念されるため、伐採量に合わせ、再造林面積も増加させることが重要です。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯の林分構成となっていますが、森林の機能を果たしていない無立木地が 40.95ha あり、森林回復のため適地・適木を旨として気候・土壌等の自然的条件に適合した樹種を早期に植栽するとともに、人工林の間伐遅れ林分や無間伐林分を解消するため間伐の推進を図り、森林の公益的機能の維持増進に努めることが必要です。

本町の林業の担い手である森林組合においては、長期受託契約等により経営の多角化等を通じた事業量の確保と拡大を図ることにより、就労の安定化に努めます。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林整備及び保全にあたっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の面的な実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進します。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等や自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林等の存在等の社会的情勢の変化、流域治水と連携した対策の必要性にも配慮します。

また、近年の森林に対する町民の要請を踏まえ、流域治水とも連携した国土強靱化対策を推進するとともに、航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の整備により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、林道等の路網整備の効率化、崩壊リスクが高い箇所における効果的な治山施設の配置等を推進することとします。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施やリモートセンシング及び森林 GIS の効果的な活用を図ることとします。

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

本町における森林について、地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然条件及び社会的要請を勘案し、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて森林の有する公益的機能の維持増進を図るべき森林としての公益的機能別施業森林と、木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林（以下「木材等生産林」という。）の区域を設定します。

公益的機能別施業森林については、水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「水源涵養林」、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るた

めの森林施業を推進すべき森林について「山地災害防止林」、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「生活環境保全林」及び保健文化の機能の維持増進を図るための森林整備及び保全を推進すべき森林について「保健・文化機能等維持林」の区域（以下「森林の区域」という。）を設定します。

さらに、「水源涵養林」においては、水道取水施設上流部に位置し、水資源の安定供給のために特に保全が求められる森林について「水資源保全ゾーン」、 「保健・文化機能等維持林」においては、河川や湖沼周辺に位置し生物多様性保全の機能の発揮のために特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）」及び貴重な森林生態系を維持し特に保全が求められる森林について「生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）」を、「木材等生産林」においては、森林資源の保続に配慮しつつ、多様な木材需要に応じた持続的、安定的な木材生産を可能とするため、伐採後に原則、植栽による更新を行う森林について「特に効率的な施業が可能な森林」をそれぞれの区域の中で重ねて設定します。

この森林の区分に応じた望ましい森林の姿へ誘導するため、育成単層林における的確な更新や保育及び間伐の積極的な推進、広葉樹林化・針広混交林化を含め、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図ります。

また、林道等の林内路網は、効率的な森林施業や森林の適正な管理経営に必要不可欠であり、農山村地域の振興にも資することから、計画的な路網整備を推進することとします。

なお、森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針は次のとおりとします。

【森林の区域ごとの望ましい森林の姿並びに森林の整備及び保全の基本方針】

公益的機能別施業森林

| 発揮を期待する機能 | 森林の区域    | 望ましい森林の姿   | 森林の整備及び保全の基本方針  |
|-----------|----------|--|---|
| 水源涵養機能    | 水源涵養林    | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。 | 良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を行うとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る施業を推進する。 |
|           | 水資源保全ゾーン | 下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林、多様な樹種構成及び林齢からなる森林。              | 良質な水の安定供給を特に確保する観点から、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散、植栽による機能の早期回復並びに濁水発生回避を図る施業を推進する。                 |

|  |                                 |   |   |
|--|---------------------------------|---|---|
| 山地災害防止機能／土壌保全機能                            | 山地災害防止林                         | <p>下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設等が整備されている森林。</p>  | <p>災害に強い地域環境を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を推進する。</p> <p>また、保安林の指定及びその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止めや土留等の施設の設置を推進する。</p>  |
| 快適環境形成機能                                   | 生活環境保全林                         | <p>樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。</p>  | <p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風・防潮に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>   |
| 保健・レクリエーション機能<br><br>文化機能<br><br>生物多様性保全機能 | 保健・文化機能等維持林<br><br><br>生物多様性ゾーン | <p>身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。</p> <p>史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されているなど、精神的・文化的・知的向上等を促す場としての森林。</p> <p>原生的な森林生態系、希少な生物が生息・生育する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生息・生育する溪畔林等、その土地固有の生物群集を構成する森林。</p> | <p>保健・レクリエーション利用や文化活動、生物多様性の保全を進める観点から、森林の構成を維持して樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められる機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や広葉樹の導入を図る施業や保全を推進する。</p> <p>また、保健・風致等のための保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、住民等にとって憩いと学びの場として期待される森林にあつては、自然条件や道民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備や保全を推進する。なお、史跡、名勝や天然記念物などと一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致の創出を期待される森林にあつては、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備や保全を推進する。</p> |
|  |                                 | <p>日射遮断、隠れ場形成など野生生物の生育・生息に適した森林や周辺からの土砂・濁水等の流入制御等に寄与している森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。</p>  | <p>水辺における生物多様性保全の観点から、森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進する。</p>  |

|  |  |         |  |   |
|--|--|---------|--|---|
|  |  | 保護地域タイプ | 貴重な森林生態系を構成し、希少な野生生物の生育・生息に適した森林で、針広混交林などの多様な樹種構成及び樹齢からなる森林。 | 希少な野生生物の生育・生息地確保の観点から、原生的な森林の保全や希少種の保全に配慮した施業を推進するとともに、野生生物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全を推進する。 |
|--|--|---------|--|---|

公益的機能別施業森林以外の森林

| 発揮を期待する機能 | 森林の区域          | 望ましい森林の姿  | 森林の整備及び保全の基本方針  |
|-----------|----------------|---|---|
| 木材等生産機能   | 木材等生産林         | 林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。                       | 木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。 |
|           | 特に効率的な施業が可能な森林 | 特に林木の生育に適した土壌のほか、傾斜が緩やかであるなどの自然条件を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。 | 特に木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。また、区域設定した人工林にあつては、主伐後は原則、植栽による確実な更新を行うとともに、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。    |

(3) その他必要な事項

ア 森林の有する公益的機能が重視される森林で風害の受けやすい地域においては、風害に強い多様な樹種・樹冠層により形成される森林へ誘導するため、人工造林や天然更新（地表処理等）を適切に組み合わせ、樹種や林齢の異なる林分構造とすることを基本とします。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

小規模の森林所有形態や林業従事者の高齢化等の課題を克服し、低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備するため、森林所有者、森林組合、市町村及び国有林等、流域を単位とした関係者の合意形成を図りながら、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、施業集約化等による森林施業の共同化、林業従事者の養成及び確保、道産木材の流通・加工体制の整備等について、計画的かつ総合的に推進するものとします。

なお、森林施業の合理化に関する事項の推進にあたっては、地域の関係者が連携し、森林施業や林業経営の合理化・効率化、地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確にしつつ取



## イ 択伐

択伐は、主伐のうち伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うこととし、原則として材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）とするよう努めることとします。

なお、択伐にあたっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持することとします。

- (2) 主伐にあたっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うこととし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保することとします。

また、伐採作業に伴う林業機械の走行等に必要の集材路の作設等にあたっては、伐採する区域の地形や地質等を十分に確認した上で配置の計画や施工等を行い、森林の更新及び森林の土地の保全への影響を極力抑えることとします。

伐採の対象とする立木については、標準伐期齢以上を目安として選定することとします。

- (3) 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとします。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実、飛散状況等に配慮して行うこととします。なお、自然条件が劣悪なため、伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については、択伐等適確な更新の確保が図られるよう配慮することとします。
- (4) 複層林施業の主伐を行う場合は、上層木の樹冠層を保残させることに特に留意し、自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととし、下層木の発芽や育成に配慮するために十分な光が当たるよう、適切な伐採率及び繰り返し期間により行うこととします。

## 3 その他必要な事項

- (1) 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等、森林における生物多様性の保全などのために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとします。
- (2) 次の地域は、林地崩壊、生態系のかく乱などにつながるおそれがあり、また、伐採後の更新が困難となることから、皆伐を行わないよう努めることとします。
- ア 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
  - イ 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
  - ウ 野生生物の生息・生育の場の提供、水質浄化、土砂や濁水の流入制御等の機能を持つ河川や湖沼周辺の水辺林等
- (3) 伐採作業等に伴う立木への損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生につながるおそれが高いことから、伐採等にあたっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内走行の範囲を森林作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- (4) 伐採等の実施にあたっては、降雨等による土砂や汚濁水の流出防止に努めるとともに、伐採作業の途中であっても大雨が予想される場合等は、必要に応じて集材路等に排水路を作設するなど、浸食防止に努めることとします。
- なお、水道取水施設の上流で造材を行う場合等で、降雨等により河川の汚濁が懸念される場合は、伐採・搬出を土壌が凍結する冬季間に行うなど時期や方法に配慮することとします。
- また、特に河川周辺で造材を行う場合は、増水時に枝条や残材等が流出して流木被害の一要因とならないよう、十分に留意することとします。
- (5) 特色ある森林景観や野生生物の生息・生育環境の保存に配慮した伐採を行うこととします。

(6) 集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいい、規格は森林作業道と同等かそれ以下とします。土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいい、集材路・土場は、使用後は原則植栽等により植生の回復を促します。

## 第2 造林に関する事項

Iの2「森林整備の基本方針」を踏まえ、適切な森林の施業方法により、造林することとします。

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

ア 人工造林の対象樹種は、気候、地形、地質、土壌等の自然条件への適合、それぞれの樹種の特質、既往の成林状況など適地適木を基本として、地域における造林種苗の需給動向及び木材需給等にも配慮し、選定することとします。

なお、その他郷土樹種及び定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な樹種を選択することに努めるものとします。

| 人工造林の対象樹種   |
|---|
| カラマツ（グイマツとの交配種を含む）、トドマツ、エゾマツ、アカエゾマツ、グイマツ、ヤチダモ、カツラ、カンバ類、ドロノキ、ハンノキ、ミズナラ、その他郷土樹種 |

イ 多様な森林の整備を図る観点から、広葉樹や郷土樹種を含め、幅広く樹種を検討することとします。特に河畔沿いについては、河川の水質浄化や落葉等による有機物の供給などが期待できることから、積極的に広葉樹を選定することとします。

なお、山腹崩壊の危険性が高い急傾斜地や沢沿いについては、カツラやミズナラ等の深根性で根系の支持力が大きい樹種の植栽に考慮することとします。

ウ 育成複層林へ誘導する林分については、樹種の耐陰性や既往の成林状況、自然条件等を勘案し、植栽樹種を選定することとします。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

ア 育成単層林を導入又は維持する森林

a 寒風害等の気象害及び病虫害等に考慮し、保護木・保護樹帯の配置、同一樹種の大面積造林の回避など、多様な森林の整備に配慮して行うこととし、適確な更新により裸地状態を早急に解消するため、気候、地形、地質、土壌等の自然条件に適合した樹種を早期に植栽することとします。特に水源涵養林<sup>かんよう</sup>にあつては、林地の安定化を目的とした無立木地等への植栽を積極的に行うこととします。

b 効率的な施業実施の観点から、技術的合理性に基づき、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業についても務めることとします。

c 地拵えは、それぞれの地域の自然条件、植生及び過去の野ねずみ被害の状況等を考慮したうえで、全刈り又は筋刈りにより行うこととします。

なお、土砂の流出が懸念される急傾斜地等の場合は、全刈りを避け、刈払いの方向や枝条等の置き場に十分に留意することとします。

d 植栽時期は、春又は秋植えとしますが、乾燥時期を避け、必要に応じて植え穴を大きくして植え付けるなど、その後の苗木の活着と成長が十分図られるように行うこととします。

| 植栽時期 | 樹種          | 植栽時期       |
|------|-------------|------------|
| 春植え  | トドマツ、アカエゾマツ | 4月初旬～ 6月上旬 |
|      | カラマツ、その他    | 4月初旬～ 5月下旬 |
| 秋植え  | トドマツ、アカエゾマツ | 9月上旬～11月下旬 |
|      | カラマツ、その他    | 9月下旬～11月下旬 |

e コンテナ苗は、裸苗に比べ植栽が可能となる期間が長いことから、必ずしも第2の1の(2)のdの時期によらないものとしませんが、自然・立地条件等を十分に考慮し、確実な成林が期待できるよう植え付け時期の配慮に努めることとします。

f 植栽本数は、次表の主要樹種の植栽本数を基礎として、既往の植栽本数及び個々の樹種特性を勘案して仕立て方法別に定めることとし、多様な森林の整備を図る観点から、様々な施業体系や生産目標を想定した植栽本数について検討することとします。

なお、周囲の人工林の生育状況、気象災害の発生状況等を勘案し、森林の有する多面的機能の高度発揮や植栽コストの低減を図る場合には、次表に関わらず本数の低減についても併せて検討することとします。特に、初期成長が早く、通直性や耐そ性が向上したクリーンラーチ等を植栽する場合は、植栽本数の低減に努めることとします。植栽本数の低減にあたっては、将来の保育コストを抑える観点から、高性能林業機械の導入を見据えた植栽設計を検討することとします。

また、周囲に樹冠が十分発達した母樹があり、天然更新も期待できる林分にあつては、天然更新木の積極的な活用を検討することとします。

なお、定められた標準的な本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等と相談の上、適切な植栽本数を判断して行うことに努めるものとしします。

**【植栽本数】**

単位 本/ha

| 区 分   | 樹 種      |          |          |          |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | カラマツ     | トドマツ     | アカエゾマツ   | その他針     | 広葉樹      |
| 密仕立て  | 2, 5 0 0 | 2, 5 0 0 | 2, 5 0 0 | 2, 5 0 0 | 3, 5 0 0 |
| 中庸仕立て | 2, 0 0 0 | 2, 0 0 0 | 2, 0 0 0 | 2, 0 0 0 | 2, 5 0 0 |
| 疎仕立て  | 1, 5 0 0 | 1, 5 0 0 | 1, 5 0 0 | 1, 5 0 0 | 1, 5 0 0 |

イ 育成複層林を導入又は維持する森林

下層木の生長に必要な照度を常に確保することとします。

なお、植栽により更新を確保する場合は、上層木の枝下部への植栽を避けることとし、植栽本数については、標準的な植栽本数に上層木の材積伐採率を乗じた本数以上を基本とすることとします。

**【複層林の導入に伴う植栽本数の例】**

カラマツ林で材積率 30%の択伐を行い、カラマツを植栽して複層林とする。



カラマツの標準的な植栽本数が ha 当たり 2,000 本とすると、 $2,000 \times 0.3 = 600$  となり、カラマツは概ね 600 本以上を植栽することになります。

**(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間**

皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

択伐による部分的な伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。

**2 天然更新に関する事項**

**(1) 天然更新の対象樹種**

天然更新は、前生稚樹の生育状況、母樹の存在等の対象森林の現況はもとより、気候、地形、地質、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図れる森林において行うこととします。

|   |
|---|
| 天然更新の対象樹種                               |
| イタヤカエデ、カンパ類、シナノキ、ハリギリ、ハンノキ類、ハルニレ、ミズナラなど |

**(2) 天然更新の標準的な方法**

**ア 天然更新の完了の判断基準**

第2の2の(3)に定める天然更新をすべき期間内に、天然に発生した稚幼樹の成立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった高木性樹種(注1)の稚幼樹等(注2)が幼齡林(注3)では成立本数が立木度(注4)3以上、幼齡林以外の森林では林地面積(注5)に対する疎密度が30%以上となった状態をもって更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、周辺の植生の草丈に50cm程度の余裕高を加えた樹高となった状態で、幼齡林では成立本数が立木度3以上、幼齡林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

天然更新をすべき期間内に完了の判断基準を満たさない場合は、天然更新補助作業又は植栽により更新を図ることとします。

また、更新の方法を変更して人工造林により更新を行う場合は、「人工造林の標準的な方法」において樹種ごとに定められた標準的な本数を植栽することとします。

なお、天然更新の完了を確認する方法の詳細については、「天然更新完了基準書の制定について」(平成24年5月15日付け森林第111号森林計画課長通知)によることとします。

(注1)「高木性樹種」とは、将来において樹冠上層部を形成する樹種で、かつ、樹高が10m以上になる樹種です。

(注2)「稚幼樹等」とは、稚幼樹のほか、保残木及びぼう芽を含みます。

(注3)「幼齡林」とは、伐採後おおむね15年生未満の森林をいいます。

(注4)「立木度」とは、幼齡林において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数(天然更新すべき本数の基準)との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

|   |
|---|
| $\text{立木度} = \frac{\text{現在の林分の本数}}{\text{当該林分の林齢に相当する期待成立本数}} \times 100$ |
|---|

(注5)「林地面積」とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。

(注6)「天然更新をすべき期間が満了した日における期待成立本数」

**広葉樹**

**針葉樹(中層、下層は広葉樹に準じる)**

| 階層 | 期待成立本数     |
|----|------------|
| 上層 | 300本/ha    |
| 中層 | 3,300本/ha  |
| 下層 | 10,000本/ha |

| 階層         | 期待成立本数  |
|------------|---------|
| 上層(カラマツ)   | 300本/ha |
| 上層(その他針葉樹) | 600本/ha |

上層：母樹になりうる前生樹で、樹冠が大きく成長した壮齡林、老齡林(天然林の標準伐期齡)

中層：伐採後に更新したと考えられるもののうち、樹種特性上初期成長が早い樹種及び前生樹などで上層木より樹冠面積の小さいもの

下層：中層木よりも樹冠面積の小さいもの

**イ 天然更新補助作業の標準的な方法**

天然下種により更新を行う場合には、ササや粗腐植の堆積等により更新が阻害されている箇所については、かき起こしや、枝条整理等を行うこととし、ササなどの競合植物により天然に発生した稚幼樹の生育が阻害されている箇所については、刈出し等を行うこととします。

また、ぼう芽により更新を行う場合は、樹液の流動期(6~8月)を避けて伐採するとともに、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込み等を行うこととします。

いずれの箇所も定期的に更新の状況等を確認し、必要に応じ補植等を行い、更新を確保することとし

ます。

なお、かき起こしの実施にあたっては、林地の保全に十分留意することとし、更新が不十分な箇所については、補植等を行って更新を確保することとします。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

伐採跡地における林地の荒廃を防止する観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合は、速やかに更新を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して7年を経過する日までに天然更新補助作業または植栽により更新を図ることとします。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

主伐後の適確な更新を図るため、次の森林については原則として植栽によらなければ適確な更新が困難な森林とし、植栽により更新を図ることとします。

なお、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準及び区域は、自然条件や森林の有する機能の早期回復に対する地域住民等からの社会的要請などを勘案し、次のとおり定めます。

- ① 気候、地形、地質、土壌等の自然条件及び植生等により天然更新が期待できない森林
- ② 水源涵養機能の早期回復が特に求められる水資源保全ゾーンの森林

なお、天然更新が期待できない森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲 100m 以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林を基本として定めます。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

指定する森林の区域は次のとおりです。

また、次の箇所は、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の区域には含めないこととします。

- ① 保安林等の制限林内で施業方法が定められている森林
- ② 保健機能森林の区域内における森林保健施設の設置が見込まれる森林
- ③ 公益的機能別施業森林の区域で別途更新の方法が定められている森林
- ④ 湿地、風衝地、岩石地帯で更新が著しく困難な森林
- ⑤ ぼう芽性の強い広葉樹で構成される森林

| 森林の区域（林小班） | 備考 |
|------------|----|
| 該当なし       |    |

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定めます。

### (1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

第2の1の(1)によることとします。

イ 天然更新の場合

第2の2の(1)によることとします。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあ

たり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定める。

## 5 その他必要な事項

伐採跡地等が放置されないようにするため、森林組合等と連携して森林経営に意欲的な者に伐採跡地等の取得を促すなど林地流動化の取組を通じて、伐採跡地等の更新を確保します。

## 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

- (1) 間伐は、林冠がうっ閉し、立木間の競争が生じ始めた森林において、主に目的樹種の一部を伐採する方法により、伐採後、一定の期間内に林冠がうっ閉するよう行うこととします。
- (2) 間伐にあたっては、森林資源の質的向上を図るとともに、適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持され、根の発達が促されるよう、適切な伐採率により繰り返し行うこととします。特に、高齢級の森林における間伐にあたっては、立木の成長力に留意することとします。

なお、主要樹種ごとの標準的な間伐の時期等の目安については、次表のとおりとします。

| 樹種<br>(生産目標)                        | 施業方法  | 間伐の時期(林齢) |    |    |    |    | 間伐の方法   |
|-------------------------------------|---|-----------|----|----|----|----|---|
|                                     |   | 初回        | 2回 | 3回 | 4回 | 5回 |   |
| カラマツ<br>【グイマツとの<br>交配種を含む】<br>(一般材) | 植栽本数：2,000本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：350本/ha | 18        | 25 | 33 | 41 | —  | 選木方法：定性及び列状<br>間伐率：20～35%<br>間伐間隔年数<br>標準伐期齢未満：7年<br>標準伐期齢以上：8年 |
| トドマツ<br>(一般材)                       | 植栽本数：2,000本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：400本/ha | 16        | 23 | 30 | 37 | —  | 選木方法：定性及び列状<br>間伐率：20～35%<br>標準伐期齢未満：7年                         |
| アカエゾマ<br>ツ<br>(一般材)                 | 植栽本数：2,000本/ha<br>仕立て方法：中庸仕立て<br>主伐時の設定：400本/ha | 22        | 29 | 39 | 49 | 62 | 選木方法：定性及び列状<br>間伐率：20～35%<br>標準伐期齢未満：10年                        |

(注1) 「カラマツ間伐施業指針」及び「トドマツ人工林間伐の手引き」、「アカエゾマツ人工林施業の手引き（(地独)北海道立総合研究機構林業試験場発行）」などを参考とした。

(注2) 植栽本数、主伐時の生産目標及び仕立て方法により、間伐時期が異なることに留意すること。

- (3) 保育コストの低減を図り、労働災害の防止に資するため、緩傾斜地など機械での作業に適した条件にある森林については、高性能林業機械の導入や列条間伐を推進するとともに、集材距離を考慮した路網の整備を進め、施業の集約化を図ることにより、施業の省力化・効率化に努めることとします。
- (4) 列状間伐を実施する際は、現地の作業システム（ハーベスタ等）に応じた伐採幅を確保するほか、強度な伐採率とならないよう配慮し、残存列が混みすぎている場合は定性間伐と併用するなど、立木及び林地を痛めないよう実施することとします。

### 2 保育の作業種別の標準的な方法

保育の標準的な方法及び主要樹種ごとの標準的な実施の時期等は次のとおりとします。

#### (1) 下刈り

植栽木の成長を阻害する草本植物等を除去し、植栽木の健全な育成を図るため、特に作業の省力化・

効率化に留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じて適切な時期及び作業方法により行うものとし、その終期は、植栽木の生育状況、植生の種類及び植生高により判断することとします。

## (2) 除伐

下刈り終了後、林冠がうっ閉する前の森林において、侵入木や通常の成長が見込めない若しくは形質の悪い植栽樹種などを除去し、植栽樹種の健全な成長を図るため、森林の状況に応じて適時適切に行うこととします。植栽樹種以外であっても、その生育状況、森林の有する多面的機能の発揮及び将来の利用価値等を勘案し、有用なものは保残し育成することとします。

## (3) つる切り

育成の対象となる立木の健全な成長を促すため、樹幹に巻き付いたつる類を切って取り除くこととします。除伐と合わせて行うことを基本とし、つる類の繁茂の状況に応じて実施します。

| 樹種     | 年 |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
|--------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|
|        | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 |
| カラマツ   | ⇔ |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| トドマツ   | ⇔ |   |   |   |   |   |   |   |   |    |
| アカエゾマツ | ⇔ |   |   |   |   |   |   |   |   |    |

| 樹種     | 年<br>植栽 | 11   | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 | 20 |
|--------|---------|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
|        |         | カラマツ | 春  |    |    | △  |    |    |    |    |    |
|        | 秋       |      |    |    | △  |    |    |    |    |    |    |
| トドマツ   | 春       |      |    |    |    | △  |    |    |    |    |    |
|        | 秋       |      |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |
| アカエゾマツ | 春       |      |    |    |    |    | △  |    |    |    |    |
|        | 秋       |      |    |    |    |    |    | △  |    |    |    |

注) カラマツには、グイマツとの交配種を含む。

⇔：下刈り実施時期 △：つる切り、除伐

注2) 下刈りは、現地の状況に応じて、省略や隔年での実施、早期の終了を検討すること。

年2回の下刈りは、植栽木と下層植生の競合状態などを把握した上で、必要な場合のみ実施すること。

## 3 その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の生育状況の差異等を踏まえ、必要に応じて、上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めます。

## 4 その他必要な事項

木材等生産林においては、森林の健全性を確保し利用価値の向上を図るため、適切な間伐及び保育を実施することとします。

特に、枝打ちについては、生産目標及び立木の生育状況に応じて適切な時期及び枝打ち高により積極的に行うこととします。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林等の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林は、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための施業を積極的かつ計画的に推進すべき森林で、その区域及び当該区域内における森林施業の方法は次のとおりです。

#### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（水源涵養林）

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林及び干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の延長、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、当該森林施業を維持すべき森林を別表2のとおり定めます。

#### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとします。

##### ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全機能の維持増進を図る森林（山地災害防止林）

該当林分なし

##### ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林及び防火保安林、町民の日常生活に密接な関わりを持ち塵などの影響を緩和する森林、風害、霧害などの気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### ③ 保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図る森林（保健・文化機能等維持林）

保健保安林及び風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの道民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林など、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

##### イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地の縮小並びに回避を図るとともに、天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業の推進を図ることとし、具体的には、森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定め、それ以外の森林については、択伐以外の方法による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、一部を皆伐しても、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林とした上で、一部を皆伐することを可能と定めるものとし、主伐の時期を標準伐期齢の概ね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ります。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の

景観等が求められる森林においては、風致の優れた維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行う森林として定めます。

それぞれの森林の区域については別表2のとおり定めます。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、路網の整備状況等から効率的な施業が可能な森林など、木材等生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など、木材等生産機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。このうち、林地生産力や傾斜等の自然条件、林道等や集落からの距離等の社会的条件を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を別表1のとおり定めます。

なお、公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域については、重複を認めるものとします。

### (2) 施業の方法

森林の有する公益的機能の発揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材などの生産が可能となる資源構成となるよう、計画的な主伐と植栽による確実な更新に努めます。特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち人工林においては、原則として植栽による更新を行うこととします。

なお、人工林の主要な樹種の主伐時期については、次表を目安として定めることとします。

| 樹種                     | 生産目標       | 仕立て方法 | 主伐時期 |
|------------------------|------------|-------|------|
| カラマツ<br>(グイマツとの交配種を含む) | 一般材生産・38cm | 中庸仕立て | 50年  |
| トドマツ                   | 一般材生産・30cm | 中庸仕立て | 50年  |
| アカエゾマツ                 | 一般材生産・30cm | 中庸仕立て | 75年  |

## 3 その他必要な事項

北海道の特性に応じた森林の整備・管理を進めるため1の公益的機能別施業森林の区域に重複して次の区域を設定します。

### (1) 水資源保全ゾーン

#### ア 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺において、市町村が特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認める森林について、それぞれの森林に関する自然条件及び社会的条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林について、林班単位で定めます。

#### イ 森林施業の方法

水資源涵養林における森林施業を基本としますが、更なる伐採面積の縮小に努めるものとし、森林経営計画の実施基準として伐採面積の規模の縮小を行うべき森林を定めます。

また、特に急傾斜地等の土砂崩落、又は流出するおそれのある森林については、択抜による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、森林作業道や集材路等の敷設や重機使用に伴う河川・湖沼への土砂流出の防止が図られるよう特に配慮するものとします。

伐採跡地については早期に確実な更新を図るものとします。

なお、当町では該当ありません。

## (2) 生物多様性ゾーン（水辺林タイプ）

### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、中でも生物多様性への配慮が求められる水辺林、周囲からの土砂や濁水等の流入により生態系に影響を与える恐れのある水辺林、地域で生物多様性の維持増進に取り組んでいる水辺林等、市町村が特に保全が必要と認める水辺林について、河川の両岸・湖沼周辺から原則 20 m以上の区域を小班単位又は小班の一部について定めます。

### イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

施業の実施にあたっては、作業路・集材路は極力既設路線の使用に努め、集材路や重機の使用にあたっては土砂流出等を最小限に抑えるようきめ細かな配慮を行うなど、伐採及び造材に伴う地表かく乱を最小限に抑えるものとします。

なお、当町は該当ありません。

## (3) 生物多様性ゾーン（保護地域タイプ）

### ア 区域の設定

保健・文化機能等維持林のうち、属地的に生物多様性保全機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、他の法令や計画等により既に保護地区として設定されている森林のほか、市町村が特に保護地域として保全が必要と認める森林について、林小班単位で定めます。

### イ 森林施業の方法

保健・文化機能等維持林における森林施業を基本とし、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めます。

また、伐採等による環境変化を最小限に抑えることを最優先し、森林の保護を図るものとします。なお、当町は該当ありません。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本町における一般民有林の森林所有者は、5 ha 以下の森林を所有する小規模森林所有者が所有者数の 62%と大半を占める。また、管内の一般民有林のうち、44%は、カラマツ等の人工林であり、間伐や主伐の対象となることから、施業の集約化による施業コストの低減と木材の安定供給を図る必要があります。このため、森林組合及びその他の民間林業事業者による森林経営の受託や林地流動化の促進により、森林経営の規模拡大を促進します。

### 2 森林の施業又は経営の受託等による規模拡大を促進するための方策

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等を図るため、施業集約化と長期施業受委託等に必要な森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体への委託を進めることとします。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、森林の土地の所有者届出制度の運用や固定資産税情報の適切な利用を通じて、得られた情報を林地台帳に反映するなどして、森林所有者情報の精度向上を図るとともに、その情報提供を促進することとします。あわせて、航空レーザ測量

等により整備した森林資源情報の公開を促進し、面的な集約化を進めることとします。このほか、施業集約化等を担う森林施業プランナーの育成を進めることとします。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林の施業又は経営の受託を実施する際には、受託者である森林組合・林業事業体と委託者である森林所有者が森林経営受委託契約を締結することとします。

なお、森林経営受委託契約においては、森林経営計画の計画期間内（5ヵ年間）において、自ら森林の経営を行うことができるよう造林、保育及び伐採に必要な育成権が付与されるようにすることに加えて、森林経営計画が施業の行う森林のみならず、当面の施業を必要としない森林に対する保護も含めた計画となるよう委託事項を適切に設定することに留意するほか、森林経営計画の実行・監理に必要な路網の設置及び維持運営に必要な権原や、森林整備に要する支出の関係を明確化するための条項を適切に設定することに留意します。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村を介して森林所有者が自ら林業経営を行えない森林を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら経営管理を行うことができるように図るなど、森林経営管理制度の活用を努めることとします。

また、森林経営管理制度に基づく意向調査については、森林調査簿や林地台帳を基に経営管理が行われていないと思われる森林を対象として実施し、森林所有者が責務を果たすよう森林経営計画の作成を促進します。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は5ha未満の小規模な森林所有が多く、森林施業を計画的、重点的に行うために町、森林組合、森林所有者が地域ぐるみの推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業の集約化を図っていくこととします。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化を推進するためには、森林所有者間の合意形成を図ることが必要です。

このため、市町村及び森林組合等による地域協議会等を開催するとともに、普及啓発活動を展開することにより、合意形成を図るとともに、森林施業の共同実施及び作業路網の維持管理等を内容とする施業実施協定の締結等により森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進することとします。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する際は、次の事項に留意することに努めることとします。

- ① 共同して森林施業を実施する者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。
- ② 共同して森林施業を実施する者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。
- ③ 共同して森林施業を実施する者の一人が上記により明確にした事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれないよう、あらかじめ

め、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明確にすること。

#### 4 その他必要な事項

該当なし

### 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

#### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

##### (1) 路網密度の水準

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出に係る作業システムに応じ、次のとおり定めます。

効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

| 区 分           | 作業システム    | 路網密度     |          |
|---------------|-----------|----------|----------|
|               |           |          | 基幹路網     |
| 緩傾斜地（0°～15°）  | 車両系作業システム | 110以上    | 35以上     |
| 中傾斜地（15°～30°） | 車両系作業システム | 85以上     | 25以上     |
| 急傾斜地（30°～）    | 架線系作業システム | 20<15>以上 | 20<15>以上 |

注1)「車両系作業システム」とは、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。グラブプル、ウインチ、フォワーダ等を活用。

注2)「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用。

注3)『急傾斜地』の<>書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度。

なお、本表は、木材搬出予定箇所での路網を整備する際の目安として適用するものであり、施業を行わない箇所、伐採・搬出を伴わない施業（造林、保育）を行う箇所に適用するものではありません。

##### (2) 作業システムに関する基本的な考え方

間伐等の素材生産の低コスト化、高効率化を図るためには、高性能林業機械の性能を最大限に発揮させることを主眼とした労働生産性の向上が不可欠となります。このためには、機械の性能に応じ一定規模以上の事業量の安定的な確保や、機械作業に適合した高密度の路網、工程全体を通じて生産性が高まるような人員や機械の配置など、地域においてそれらを総合的に組み合わせた低コスト作業システムを構築していく必要があります。とくに作業全体の効率性を左右する木寄せ・集材工程の効率化を図ることが重要であることから、次の表を目安として主にグラブプル、フォワーダ等の車両系林業機械に適合させる形で、輸送距離や輸送量を勘案し、路網をそれぞれの役割に応じて組み合わせ、傾斜等に応じた密度により適切に配置することとします。

| 傾斜区分  | 伐 倒        | 集材《木寄せ》           | 造 材         | 巻立て           |
|-------|------------|-------------------|-------------|---------------|
| 急傾斜   | チェーンソー     | スイングヤード<br>【全幹集材】 | チェーンソー      | グラブプルローダ      |
|       |            |                   | ハーベスタ・プロセッサ | (ハーベスタ・プロセッサ) |
| 中傾斜   | チェーンソー     | トラクタ【全幹集材】        | ハーベスタ・プロセッサ | グラブプルローダ      |
|       |            | 《グラブプルローダ》        |             | (ハーベスタ・プロセッサ) |
| 緩傾斜   | フェラーパンチャ   | 《グラブプルローダ》        | ハーベスタ・プロセッサ | グラブプルローダ      |
|       |            |                   |             | (ハーベスタ・プロセッサ) |
|       | フェラーパンチャ   | スキッド【全木集材】        | ハーベスタ・プロセッサ | トラクタ【全幹集材】    |
|       |            |                   |             | 《グラブプルローダ》    |
| ハーベスタ | トラクタ【全幹集材】 | ハーベスタ             | グラブプルローダ    |               |
|       | 《グラブプルローダ》 |                   | (ハーベスタ)     |               |
|       | ハーベスタ      | フォワーダ【短幹集材】       | (ハーベスタ)     | (フォワーダ)       |



## 4 その他必要な事項

該当なし

### 第8 その他森林整備の方法に関し必要な事項

森林の整備及び保全に不可欠な林業労働力を安定的に確保するためには、就労相談から定着支援までの一貫した取組が必要です。

このため、労働条件の改善に努めるとともに、就労環境や、各種支援、助成制度、就労に欠かせない住宅などの生活基盤等の情報を地域の情報紙やインターネット等を活用し発信するなど UJI ターン者をはじめ、林業就労に意欲を有する若年層の林業従事者の確保を図りつつその受け皿となる林業事業体の経営体質強化を推進するものとします。

#### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保を図るため、就業相談会の開催、北海道立北の森づくり専門学院（北森カレッジ）等で学ぶ生徒や新規就業者、現場技能者に対する知識・技術の習得等により、段階的かつ体系的な人材育成を促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着に取り組むこととします。

また、林業従事者の通年雇用化、社会保険の加入促進などによる雇用関係の明確化と雇用の安定化、技能などの客観的な評価の促進等により、他産業並の所得水準の確保に向けて取り組むとともに、労働安全対策を強化し労働環境の改善を図ることとします。

これらと合わせ、林業経営体の法人化・協業化等の促進や森林組合との事業連携等を通じた経営基盤及び経営力の強化等により、長期にわたり持続的な経営を実現できる林業経営体を育成し、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むとともに、適切な森林施業を行い、労働安全管理に努める林業事業体を活用し、森林所有者の施業の円滑化を推進することとします。

##### (1) 人材の育成・確保

計画的な森林の整備を担うことができる人材を確保育成するため、担い手支援センター等が実施する段階的かつ体系的な研修により、林業の基本的な知識や資格を有するフォレストワーカーから現場管理者としての指導や間伐等の作業の工程管理等ができるフォレストリーダー、関係者と連携して経営にも参画できるフォレストマネージャーまでの段階的なキャリア形成を支援するとともに、路網の整備や高性能林業機械の操作、ICT等を活用したスマート林業など高度な技術や専門的知識を有する技術者を育成します。

北森カレッジでは林業・木材産業の幅広い知識と確かな技術を身につけ、将来的に企業等の中核を担う地域に根ざした人材を育成するため、地域や産学官と連携したオール北海道の体制により、道内各地の特徴ある森林を活用した実践的な教育により、道内各地で活躍できる人材を育成します。

##### (2) 林業事業体の経営体質強化

年間を通じた林業従事者の就労を確保するため、林業事業体における森林整備事業の掘り起こしや林業経営コンサルタントなど、経営の多角化や協業化、合併等による広域化を進め経営の体質強化、高度化を促進することとします。特に、地域の森林における森林整備の中心的な担い手や山村地域の雇用の受け皿として、重要な役割を担う森林組合の経営基盤の強化が必要であるため、組織体制の充実や事業活動の強化、組合間の事業連携等の促進を図り、持続的な森林経営を担う森林組合の育成に努めることとします。また、未利用材を有効活用した製品の提供や森林見学ツアー等の森林空間を活用した森林関連ビジネスを支援することとします。

#### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

将来の森林資源に対する生産供給体制の整備と森林施業の合理化を図るため、緩傾斜地における林内作業では、チェーンソーとトラクターによる作業システムに加え、ハーベスタによる伐倒、枝払い・玉切り作業、フォワーダによる単幹集材作業のシステムを活用するなど、高性能林業機械による安全で効率的な作業システムの普及及び定着を図ることとします。

また、高性能林業機械の導入及び効率的な利用について取組むものとします。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

| 区 分             |          | 現 状 (参考)      | 将 来           |
|-----------------|----------|---------------|---------------|
| 伐 倒             |          | フェラーバンチャー     | フェラーバンチャー     |
| 造 材             |          | ハーベスタ         | ハーベスタ         |
| 集 材             |          | グラップル         | 林内作業車         |
| 造 林<br>保 育<br>等 | 地拵<br>下刈 | チェーンソー<br>刈払機 | チェーンソー<br>刈払機 |
|                 | 枝打       | 人力            | リモコン自動枝<br>打機 |

### (3) 林業機械化の促進方策

本町の森林所有者等は小規模所有が多く、林家個人での機械化は困難であります。

従って、林業の担い手である森林組合への施業委託の推進を図ることにより、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制を整備し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を図るため、高性能林業機械の導入を促進することとします。

## 3 林産物の利用の促進のための整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の安定化を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進や、森林資源の保続を確保する取組の実施が重要です。このため、比布町地域材利用促進方針に基づく公共建築物の地域材利用を促進するほか、地域材の利用に向けて、消費者への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取組みます。

また、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）に基づき、北海道が策定した「北海道地域材利用推進方針」（平成23年3月策定）に即して建築物等において積極的に木材、木製品を利用するほか、建築材をはじめ、木質バイオマスエネルギーへの活用など、幅広い用途での地域材の利用の促進と、地域材を低コストで安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するとともに、国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進めることとします。

## 4 その他必要な事項

本町の主要産業である農林業の低迷等から就業の場が限られたものとなっており、今後、経済の活性化を図っていくためにも新たな産業の育成等を通じて、就業の機会の創設・確保を図ることが必要です。

また、農山村地域の特性を活かしながら都市との共生・対流の促進を図っていく必要があります。このため、地域資源を活用した新たな産業の育成、就業の場の創出を関係者等が一体となって検討し取り組んで行くように努めます。

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

エゾシカ森林被害に対しては、忌避剤の散布や侵入防止柵、枝条巻きを設置のほか、森林内における効率的な捕獲技術の開発等、行政機関・学識者・関係団体・関係者等が連携し、総合的な対策を講ずるものとします。

エゾシカによる森林の被害状況等に応じ、被害防止するため措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内におけるエゾシカ被害防止の方法について、次のとおり定めます。

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）」に基づき、エゾシカによる森林被害の状況等を把握できる全国共通のデータ等に基づき、食害や剥皮等の被害がある森林又はそれら被害がある森林の周辺に位置し被害発生のおそれがあるなど、エゾシカによる被害を防止するための措置を実施すべき森林とし、別表3のとおり定めます。

また、区域は必要に応じて、試験研究機関の論文等の文献、森林における各種調査、地域住民等からの情報その他、エゾシカによる森林被害又は生息情報により補正することができることとします。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

森林の適確な更新及び造林木の確実な育成を図ることを旨として、地域の実情に応じて、次のとおりエゾシカによる被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げるエゾシカ防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせ推進するとともに被害防止対策については、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとします。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、エゾシカ防止対策の実施にあたっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとします。（関連計画：北海道エゾシカ管理計画、鳥獣被害防止計画）

特に、生息密度が高い地域においては巡回などにより被害状況等森林の状態を的確に把握し、被害が発生し、又はそのおそれのある森林については、森林組合、林業事業者等の関係機関と連携し、適切な鳥獣害防止対策を早期に実施するよう努めることとします。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、忌避剤散布や幼齢木保護具の設置、枝条巻き、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリング・巡視等を実施します。

###### イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等を実施します。

##### 2 その他必要な事項

鳥獣被害防止森林区域においては、エゾシカの被害防止対策が適切に実施されているかどうかを必要に応じて現地調査や各種会議での情報交換、林業事業者や森林所有者等からの情報収集等を行うこと等により確認することとします。

食害のおそれがある地域については、造林樹種の選定にあたりアカエゾマツ等の嗜好性の低い樹種を

検討することとします。

## 第2 森林病虫害等の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害については、被害の早期発見及び早期防除に努め、当該病虫害の種類や被害の程度に応じ、薬剤の塗布、被害木の伐倒、整理等の適切な方法により防除を行うこととします。

なお、森林病虫害のまん延のために緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行う場合があります。

#### (2) その他

森林病虫害の早期発見、早期防除のため、本町と上川総合振興局、林業試験場、森林組合、その他林業関係者が連携して対応します。

### 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

- ① エゾヤチネズミによる食害の発生を防ぐため、カラマツ植栽地においてはエゾヤチネズミが住みかとなる枝条のたい積を避けるとともに、可能な場合は耐鼠性の高い樹種を植栽する等の対策を行います。また、エゾヤチネズミの発生動向も踏まえ、必要に応じて殺鼠剤の散布や防鼠溝の設置等の対策を実施することとします。
- ② 鳥獣害防止森林区域外のエゾシカ及びその他の野生鳥獣による被害については、その早期発見に努めるとともに、試験研究機関等と連携し、発生原因の究明及び防除技術の開発等を行い、早期防除に努めることとします。
- ③ 森林の保護にあたっては、森林組合等の関係機関及び地域住民との一層の協力のもとに、野生生物の生息環境となる針広混交の育成複層林や天然生林に誘導する等、野生生物との共存に配慮した対策を適切に推進することとします。

### 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとします。

また、春先の乾燥時期には森林巡視を強化するほか、森林の保護及び管理を要する重点地域を設け、効果的な防火線・防火道等の整備や保護標識、消火器格納庫等の施設を設置することとします。

なお、森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合は、「山火事防止火入取締規則」（平成22年8月31日規則第13号）に定める基準に基づき、適切な火入れを行うこととします。

### 4 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

特になし。ただし、森林病虫害のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがあります。

#### (2) その他

- ① 気象害については、過去の被害事例を参考に保護樹帯を設ける等の防止対策に努めることとします。
  - ② 森林の巡視にあたっては、民有林の中で、森林レクリエーションのための利活用者が特に多く、山火事等の森林被害が多発するおそれのある地域を重点的に実施することとし、特に、森林法違反行為の未然防止、山火事の防止、森林の産物の盗採等の防止、森林被害の早期発見等を重点的な点検事項とします。
- また、自然公園や自然環境保全地域、鳥獣保護区等の区域、希少な野生生物の生息・生育地域、盗採等の違反行為のおそれがある地域、主要な展望地や園地など利用者の入り込みが多い地域、山火事等の

発生が懸念される地域等においては、自然保護監視員、林業関係者が相互に連携して、巡視活動並びに利用者への指導を行うこととします。

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

保健文化機能を高度に発揮させることが必要であると認められる森林のうち、森林の現況、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、交通手段等基盤整備の状況及び整備の見通し、森林施業の担い手となる森林組合等の存在等からみて、適切な配置となるよう区域を設定することとします。

また、区域を設定するときは、森林の施業と森林保健施設の整備を一体的かつ計画的に行うことができるよう、流域又は地形界等を考慮して一体的なまとまりのある森林について設定することとします。

なお、保健機能森林の区域の設定にあたっては、保健保安林及び同保安林指定予定地を優先し、区域の設定後は、保健保安林予定地を当該保安林に指定するよう努めることとします。

また、次の森林については、保健機能森林の区域には含めないこととします。

- ① 原生自然環境保全地域、自然環境保全地域及び北海道自然環境等保全条例に基づく自然環境保全全地域特別地区内の森林
- ② 森林保健施設に該当しない施設の設置が見込まれる森林
- ③ 既存の開発行為に係る事業区域内に森林として残置又は造成された森林

| 森林の所在 |      | 森林の林種別面積 |     |     |      |     | 備考 |
|-------|------|----------|-----|-----|------|-----|----|
| 地区    | 林小班  | 合計       | 人工林 | 天然林 | 無立木地 | その他 |    |
|       | 該当なし |          |     |     |      |     |    |

### 2 保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する事項

該当なし

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

### 4 その他必要な事項

特になし

## V その他森林整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

森林所有者等が森林経営計画を作成し、計画に基づいた施業を実施することは、本町森林整備計画の達成に寄与することにつながることから、森林所有者等に対する制度の周知、作成に係る支援などにより計画の作成を推進します。

森林経営計画の作成にあたっては、次の事項について適切に計画するものとします。

- (1) IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽
- (2) IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- (3) IIの第6の3の森林の施業又は予防その他森林の保護に関する事項
- (4) IIIの森林病虫害の駆除又は予防その他森林の保護に関する事項

### 2 森林の整備を通じた地域振興に関する事項

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年 10 月 1 日施行法律第 36 号）に基づき、国の基本方針に則して、北海道内の森林から算出され、道内で加工された木材を「地域材」と定義し、本町においては、次のように公共建築物における地域材の利用を可能な限り検討し促進して行くと共に、必要に応じて、公共建築物以外の建築物等へも利用の促進を図ることとします。

**\*公共建築物における地域材の利用の促進に関する事項**

- ・建築基準法その他の法令に基づく基準で耐火建築物とすること等が求められない低層の公共建築物について、積極的に木造化により地域材を促進します
- ・木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品や消耗品としての地域材製品の開発や利用、森林バイオマスの利用を促進します

**\*公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進に関する事項**

- ・住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進に努めます
- ・公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材の利用を推進し、景観等に配慮が必要な場所では木製ガードレールなどの推進に努めます
- ・畜舎やエゾシカ進入防止柵など農業用施設での地域材の推進に努めます
- ・木質ペレットなど森林バイオマスの製品及びエネルギー利用の拡大に努めます

### 3 森林の総合利用の推進に関する事項

森林に対する住民ニーズは高度・多様化しており、地域住民や都市住民のニーズに応えた多様な森林整備を森林所有者等の理解と協力のもとに推進するものとします。

### 4 住民参加による森林の整備に関する事項

#### (1) 地域住民の理解の促進

森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を促進するためには、身近な森林に対する関心を高めることが必要です。このことから、地域の情報誌やポスター、テレビ、インターネット等のマスメディアを積極的に活用し、身近な森林や森林づくり活動、森林のはたらき、森林に生育・生息する野生動物に関する情報の提供に努めることとします。

#### (2) 地域住民参加による取組みに関する事項

北海道森林づくり条例の基本理念の一つである「道民、森林所有者、事業者および道の適切な役割分担を通じた協働による森林づくり」を進めるためには、比布町においても森林の整備・保全及び利用に関わる森林所有者及び事業者のみならず、森林の有する多面的機能の効用を享受している地域住民の森林の整備・保全及び利用に対する理解が不可欠です。

このことから、次のとおり、「木とふれあい、木に学び、木と生きる」を基本とする「木育」の取組を通じて森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解の促進に努めることとし、地域林業の指導的立場にある指導林家や林業グループ、NPO法人、森林ボランティア団体、木育マイスター等との連携を図り、木育教室等の開催など森林や木材とのふれあう機会を提供します。

森林とのふれあいを実りあるものにするためには、山林での事故防止に努めることが大切です。

このことから、山火事予防や林道での交通事故防止、また、遭難やヒグマとの遭遇の回避方法など、入林者に対するマナーやルールの普及啓発に努めることとします。

#### (3) 上下流連携による取組みに関する事項

石狩川は本町をはじめ下流の市町村の水源地として重要な役割を果たしています。

このようなことから、森林所有者等の理解と協力を得ながら、下流の住民等に水源地の森林造成に参加してもらうように働き掛け、森林の整備に対する理解の促進に努めるものとします。

#### (4) 青少年の学習機会の確保に関する事項

将来にわたって森林の整備・保全及び利用に対する地域住民の理解を得ていくためには、子どもの頃から森林や木材にふれ親しむとともに、学校教育等の現場で森林や木材に対する興味や関心を深め、適切な知識を伝えていくことが重要です。このことから、子どもの頃から木を身近に使っていく

ことを通じて、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育む取組みである「木育」を進めるものとします。

また、学校教育の「総合的な学習の時間」を活用した林業体験学習など、青少年のための森林づくり体験活動を進めます。

## 5 その他必要な事項

### 特定保安林の整備に関する事項

- (1) 特定保安林は、指定の目的に即して機能していないと認められる保安林です。  
その整備にあたっては、間伐等の必要な施業等を積極的かつ計画的に推進し、当該目的に即した機能の確保を図ることとします。  
特に、造林、保育、伐採その他の施業を早急に実施する必要がある森林については、「要整備森林」とし、森林の現況等に応じて、必要な施業の方法及び時期を明らかにしたうえで、その実施の確保を図ることとします。なお、要整備森林は地域森林計画にて定められます。
- (2) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法  
該当する法令に基づいて施業を行い、制限林が重複して指定されている場合は、制限が強い方の施業方法に基づいて行うこととしています。
  - ① 保安林及び保安施設地区の区域内の森林  
該当なし
  - ② 自然公園特別地域内における森林  
該当なし
  - ③ その他の制限林  
該当なし
- (3) 森林施業の技術及び知識の普及・指導に関する事項  
地域の特性に応じた具体的な施業の方法に関して、森林組合等の林業事業者、北海道指導林家や青年林業士など地域の関係者の合意形成を図り、適切な方法による間伐等の森林整備が進むよう道の指導機関と連携した普及啓発を進めます。
- (4) 森林の管理の状況等から公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項  
該当なし